報告事項（意見聴取）

Ｇ２０大阪サミット開催に伴う府立学校の休業日の設定について

　標記について、平成31年６月27日及び同月28日を休業日とすることについて、委員会に意見を求める。

　　平成31年２月８日

＜参考＞

○学校教育法施行令

（学期及び休業日）

第29条　公立の学校の学期並びに夏季、冬季、学年末、農繁期等における休業日又は家庭及び地域における体験的な学習活動その他の学習活動のための休業日は、市町村又は都道府県の設置する学校にあっては当該市町村又は都道府県の教育委員会が、公立大学法人の設置する学校にあっては当該公立大学法人の理事長が定める。